

広島県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和八年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	庄原市川北町字盤ノ谷七二六〇番一地从先から 庄原市川北町字河上三二八〇番一地从先まで 庄原市川北町字河上三二四八番一地从先から 庄原市川北町字河上三二四九番一地从先まで	令和八年三月二十六日